

---

# 改正下請法に関する説明

(2004年2月)

JEITA 資材管理専門委員会

---

JEITA

## 下請法改正に係るスケジュール

2003年 6月

国会にて成立

2003年10月

12/11制定

政令指定業種指定

2003年12月

新運用基準の制定

2004年 1月

1/28に  
公表

公取セミナーの開催

テキストの公表

EDI取引標準への  
反映を2/19に完了。

システム改定期間も必要な為、  
早急に対応を要する。

2004年4月1日より

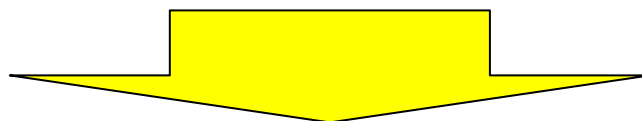
改正下請法の施行

---

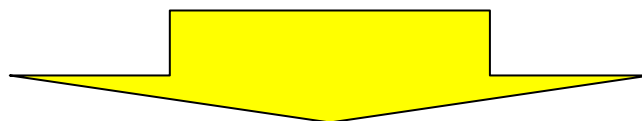
**改正下請法により  
新たに対応が必要となる項目**

---

今回の改正で、対象取引が「情報成果物作成委託」や「役務提供委託」に拡大された事から、下請事業者に作業を委託した時点では、「仕様」「価格」「納期」などの設定できない項目（「未定事項」）が発生する。



「正当な理由」がある場合にのみ、その理由を書面（当初書面：注文書）に記載し、「未定事項」が認められる。



「未定事項」は、決定した時点で、直ちに「補充書面」によりその決定内容を下請事業者に通知しなければならない。

未定事項が認められる「正当な理由」

算定方法が適用  
出来ない場合で、

試作品等

過去に前例のない試作品や新規品等の委託である為、委託した時点では、価格が想定できない場合。

修理品

修理委託において故障箇所とその程度が委託した時点では明らかではない為、価格が想定できない場合。

仕様未決定品

情報成果物作成委託などにおいて、委託時点では仕様が確定していない為、価格や納期が想定できない場合。

## 対応が必要な項目

EDI取引標準で対応  
が必要な項目

正当な理由と  
解消予定期日  
への対応

①試作品等、②修理品、③仕様未定品、④予備)の3項目を正当な理由とし、取引先への「理由の明示」と「解消予定期日」の通知

補充書面  
への対応

当初書面と未定事項の決定通知としての補充書面の関連付け ⇒ 注文番号等にて行う

支払方法等  
への対応

支払方法等(共通記載事項)に対する発注書面への反映 ⇒ 決済条件区分に新規区分追加

知的財産権に  
関する記載

知的財産の帰属に関する取り決めの記載

「支払い方法等について」の通知との組合せで対応を行い、EDI取引標準上で項目の追加等の対応を行わない。